

令和3年度介護に関する入門的研修事業企画提案に関するQ&A

No.	質問	回答
1	<p>仕様書7(2)受講料について、昨年度は、「ただし、会場までの交通費及びWeb配信等による個人端末…受講する場合に係る通信料は受講者の負担とする。」の文言があったが、本年度はなくなっている。この分も事業費で賄うという解釈になりますか。</p>	<p>仕様書7(2)受講料について、「～省略～ 一切負担させないこと。」の後に、「ただし、会場までの交通費及びWeb配信等による個人端末(パソコン、タブレット等)で研修を受講する場合に係る通信料は受講者の負担とする。」の文言を委託契約仕様書に追記いたします。よって、質問でいう受講者の交通費等については、受講者負担と考えております。</p>
2	<p>仕様書5-(1)アA地区 本島地区:北部・中部・南部の市町村において3回実施。 とあるが、令和2年の企画提案のQ&Aにおいて「1会場ごとの参加人数について、コロナ感染拡大防止のため15～30名程度」との回答があるが、今年度も同様に1会場15～30名の範囲で行う考えでよいか。</p>	<p>令和2年度同様に今年度についても本島地区:一地区ごと15名～30名程度、離島地区:一地区ごと10名～20名程度を想定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況やその他特殊事情等によっては、委託事業所と協議し決定する予定です。 また、企画提案の際には、感染防止対策等を含めて、企画提案していただきたいと考えております。</p>
3	<p>仕様書5-(1)アA地区 「北部・中部及び南部圏域において中学校及び高等学校の教員を対象に、各1回ずつ基礎講座(3H)実施すること。」とあるが、コロナ感染の影響で学校の休校が発生していることから、後期は学習単位の確保が優先され、特に中学校の教員への働きかけは困難が予想されます。御課として教員の受講促進について具体的なお考えがありますでしょうか。</p>	<p>学校教育における介護に関する教育については、新しい中学校学習指導要領(平成29年3月31日公示)並びに高等学校学習指導要領(平成30年3月30日公示)に基づき、「介護」に関する内容がそれぞれ充実され、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われております。 今般、国による緊急事態措置区域への追加により、県立学校等が休校となったことから、教育現場では授業スケジュールの再考などの対応が想定されますが、介護人材の参入を促進するためにも、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上を図ることが重要であると考えております。 また、県教育委員会及び各市町村教育委員会等へは、本研修に関して文部科学省から周知されており、企画提案の際には「教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上」を目的とした周知・研修方法などを含めて、企画提案していただきたいと考えております。</p>